

令和8年7月3日

広島市長 松井 一實
(財政局収納対策部特別滞納整理課)

印

不動産等の次順位買受申込者決定等公告

国税徴収法第104条の2の規定により、公売公告第1号に係る公売財産の次順位買受申込者を下記のとおり決定しました。

同法第106条第2項の規定により公告します。

記

売却区分 の番号	公 売 財 産 の名称、性質及び所在	次順位買受申込価額	次順位買受申込者の 氏名（名称）
2	別紙財産目録のとおり	金3,223,100円	株式会社 ハウスコンサルタント
次順位買受申込者決定日 令和8年7月3日	売却決定日時 国税徴収法 第113条第2項に定める日	売却決定場所 広島市中区役所7階 財政局収納対策部特別滞納整理課	

次順位買受申込者が、上記公売財産を取得するのは国税徴収法第113条第2項に定める日に売却決定をした後、代金を完納したときです。

(一棟の建物の表示)

所在 広島市安佐北区上深川町字高堰444番地3
建物の名称 グレイス高陽

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 上深川町字高堰444番3の502
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造1階建
床面積 5階部分 57.04平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1
所在及び地番 広島市安佐北区上深川町字高堰444番3
地目 宅地
地積 2048.31平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 1万分の77
以下余白